

建設工事の入札における工事費内訳書の様式変更について (お知らせ)

令和7年12月
長門市企画総務部監理管財課

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入契法」という。）の改正（令和7年12月12日施行）により、建設業者は公共工事の入札時に**材料費、労務費及び適正な施工に不可欠な経費を記載した**入札金額の内訳を提出することが必要となりました。これに伴い、入札時に提出する工事費内訳書の様式変更（記載例）を下記ホームページに掲載しましたのでお知らせします。

長門市ホームページ（以下URL）「建設工事の入札における工事費内訳書の様式変更について」
URL : <https://www.city.nagato.yamaguchi.jp/soshiki/58/1394.html>

1 入契法第12条（入札金額の内訳の提出）

建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳（**材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。**）を記載した書類を提出しなければならない。

2 適用基準日

令和7年12月12日以降に、入札公告又は指名通知する工事から適用します。